

## 国土強靱化地域計画について

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき、大規模自然災害等において以下の基本目標を達成するため、平成29年3月に策定し、令和3年7月に改定、令和5年6月に一部改定したものの。

### 基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること。
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

### 基本目標の達成のために必要な「事前に備えるべき目標」

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害、二次被害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクへの対応方策の検討（235の指標目標）

令和5年度取組結果

事前に備えるべき目標		完了	順調	概ね順調	やや遅れ	遅れ	未着手	指標数
1	直接死を最大限防ぐ	13	23	22	13	1	0	72
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	9	17	21	8	1	0	56
3	必要不可欠な行政機能は確保する	1	8	4	0	0	0	13
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	3	0	1	0	1	1	6
5	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	1	5	7	1	0	0	14
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	1	13	8	3	2	0	27
7	制御不能な複合災害、二次被害を発生させない	2	2	3	2	1	0	10
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	5	17	14	0	1	0	37
計（重複指標有）		35	85	80	27	7	1	235

進捗状況の評価基準

「完了」

- ・既に目標値を満たしているもの
- ・事業が完了したもの

「順調」

- ・計画していた事業が予定通り又は予定以上に実施されたもの
- ・目標値がある場合は、目安として予定の9割以上の実施

「概ね順調」

- ・計画していた事業が概ね予定通り実施されたもの
- ・目標値がある場合は、目安として予定の8割以上から9割未満の実施

「やや遅れ」

- ・計画していた事業の実施がやや遅れているもの
- ・目標値がある場合は、目安として予定の7割以上から8割未満の実施

「遅れ」

- ・計画していた事業の実施が遅れているもの
- ・目標値がある場合は、目安として予定の7割未満の実施

「未着手」

- ・令和5年度末までに未着手のもの

未着手・遅れ・やや遅れの進捗状況となっている主な理由

物価高騰、人手不足、新型コロナウイルス感染症の影響、関係機関との協議・調整に時間を要した等

今後の推進方針

未着手・遅れ・やや遅れの施策・取組を含め、全てのものについて、これまでの推進結果を踏まえて、指標及び目標を改めて定め、今後も継続して取組を推進していく。